

佐賀県農業委員・農地利用 最適化推進委員研修会

R7.9.11(木)～12(金)

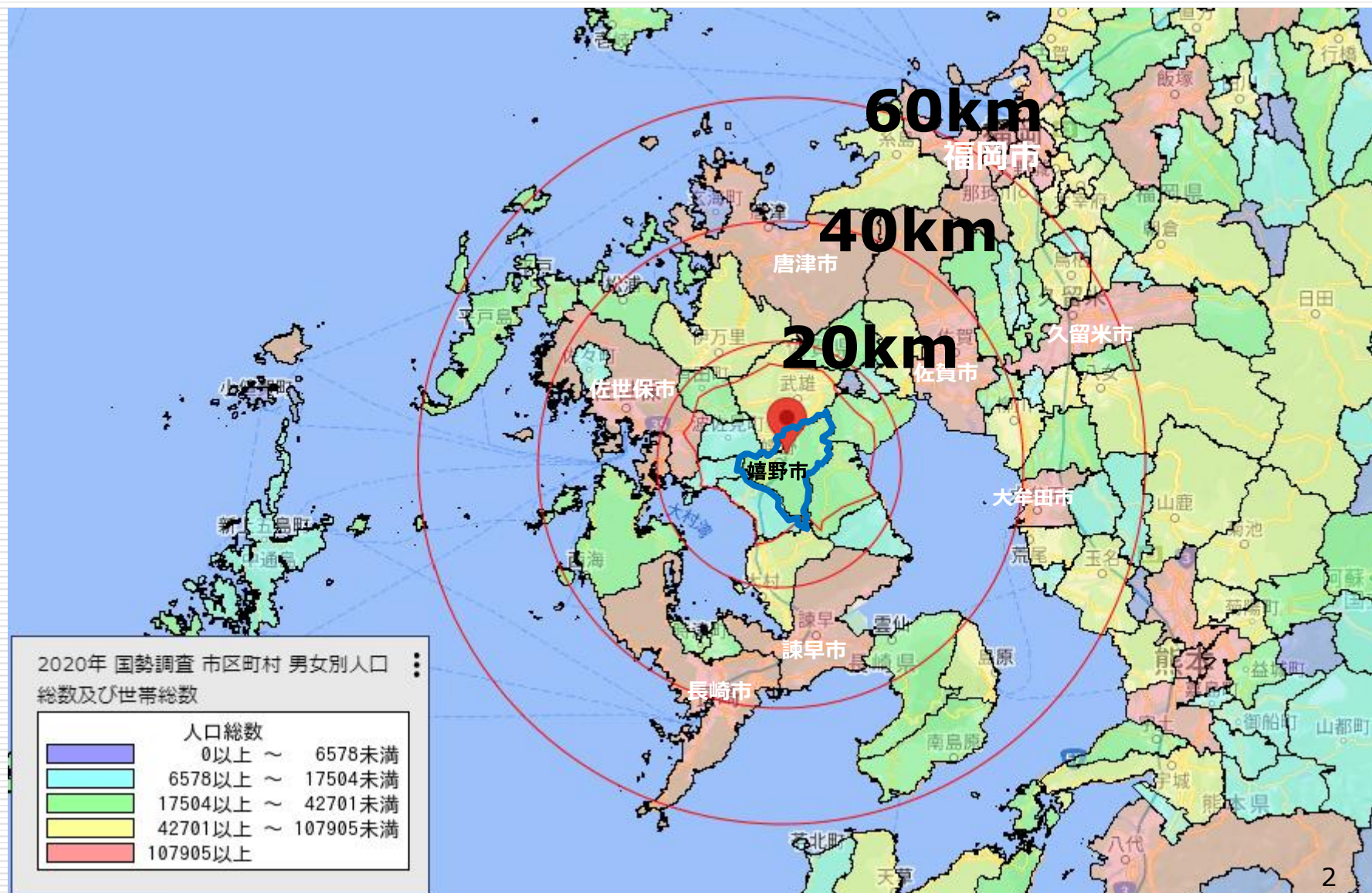
塩田津の町並み(伝建地区)



嬉野市農業委員会

会長 石橋 勇市

1. 嬉野市の概要



◎はじめに

佐賀県 嬉野市の概要



- ・面積 126.41km²
- ・人口: 24,335人 (R7.5月末現在)
- ・世帯: 10,141世帯 (")
- [男11,501人・女12,834人]**
- ・合併 平成18年1月1日
- ・嬉野町と塩田町
(合併時には人口30,403人・世帯9,864戸でしたが減少傾向)
- ・嬉野地区
温泉・お茶・陶器・湯どうふ
- ・塩田地区
土地利用型農業(米・麦・大豆)

広域観光の 交流拠点となる嬉野

嬉野市周辺には魅
力ある街が沢山！



新鮮な食材とお料理を
引き立てる地元の器たち

【地酒】
・東一
・東長
・虎之児

90年ぶりの鉄路！
長崎までわずか25分！

農林水産業の基本指標

農林水産業の基本指標

■ 面積

総土地面積	12,641 ha(5.2%)
耕地面積	1,920 ha(3.8%)
田耕地面積	1,320 ha(3.2%)
畑耕地面積	603 ha(7.1%)
林野面積	7,264 ha(6.6%)

■ 人口

総人口	25,848 人(3.2%)
農業に60日以上 従事した世帯 員、役員・構成員 (経営主を含む) 数	1,091 人(4.4%)
漁業就業者数	X

■ 世帯等

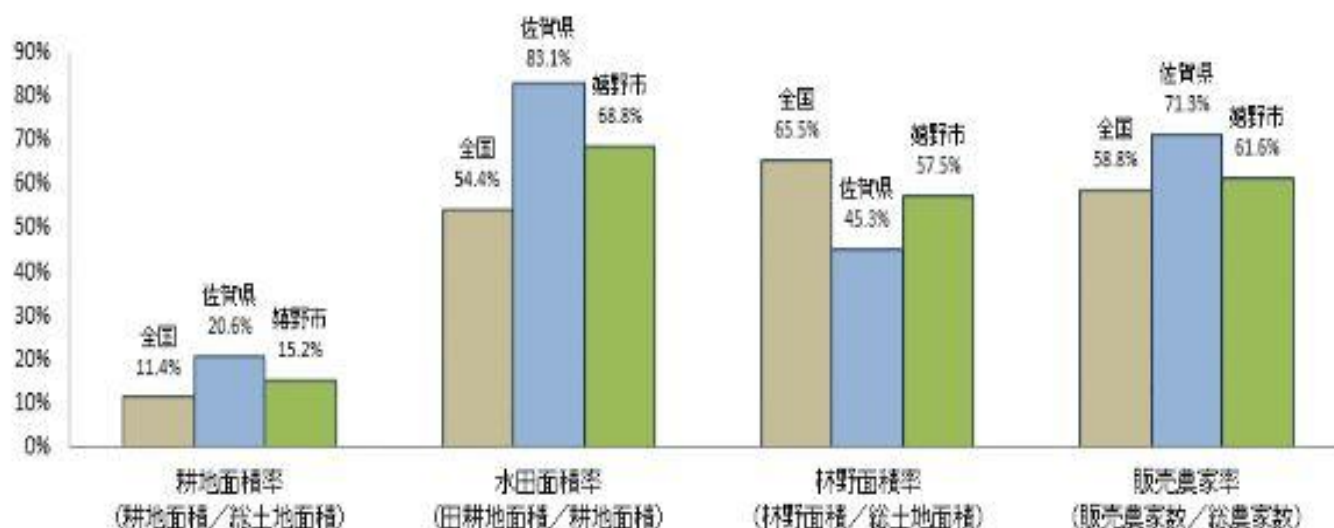
総世帯数	9,157 世帯(2.9%)
農業経営体数	850 経営体(5.9%)
総農家数	1,302 戸(7.0%)
自給的農家数	500 戸(9.3%)
販売農家数	802 戸(6.0%)
主業経営体数	148 経営体(3.6%)
準主業経営体数	108 経営体(6.0%)
副業的経営体数	547 経営体(7.3%)
林業経営体数	20 経営体(4.9%)
漁業経営体数	1 経営体(0.1%)

■ 地域

農業集落数	86 集落(4.5%)
農産物直売所数	5 施設(3.1%)
漁港数	-
漁船隻数	X

注1:耕地面積は令和4年面積調査、漁港数は水産庁資料(令和5年4月1日現在)、漁業就業者数、漁業経営体数、漁船隻数については2018年漁業センサス、総世帯数は令和2年国勢調査、農産物直売所数は2010年世界農林業センサス、前記以外は2020年農林業センサス。

注2:()内は都道府県内でのシェア。

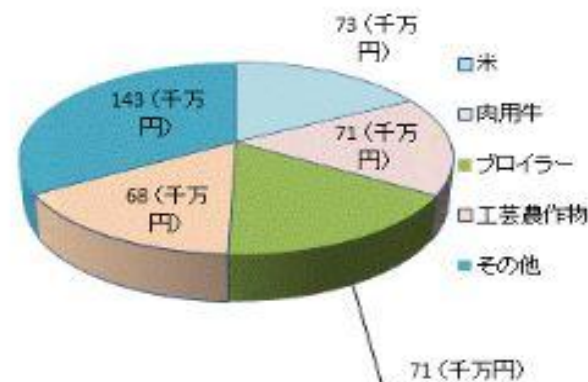


部門別の産出額・経営体数

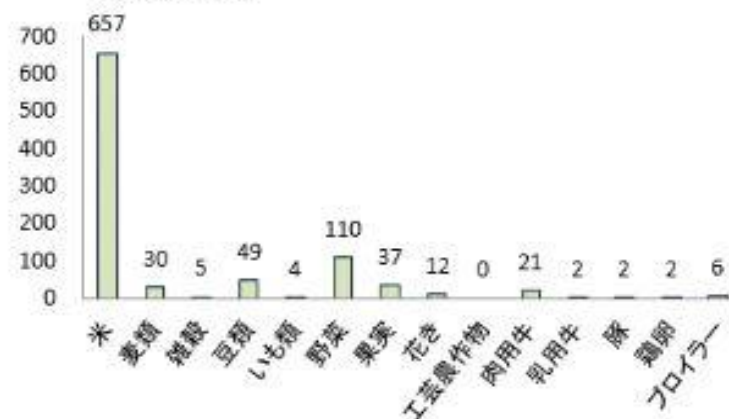
農業部門別の産出額・農業経営体数

■ 農業産出額(推計)		■ 農業経営体数	
合計	426 千万円	850 経営体	
耕種計	220 千万円		
米	73 千万円	657 経営体	
麦類	4 千万円	30 経営体	
雑穀	0 千万円	5 経営体	
豆類	2 千万円	49 経営体	
いも類	0 千万円	4 経営体	
野菜	44 千万円	110 経営体	
果実	8 千万円	37 経営体	
花き	16 千万円	12 経営体	
工芸農作物	68 千万円	X	
種苗・苗木類・その他	5 千万円		
畜産計	170 千万円		
肉用牛	71 千万円	21 経営体	
乳用牛	8 千万円	2 経営体	
うち生乳	X		
豚	X	2 経営体	
鶏	72 千万円		
うち鶏卵	X	2 経営体	
うちブロイラー	71 千万円	6 経営体	
その他畜産物	X		
加工農産物	37 千万円		

農業産出額の内訳



農業経営体数



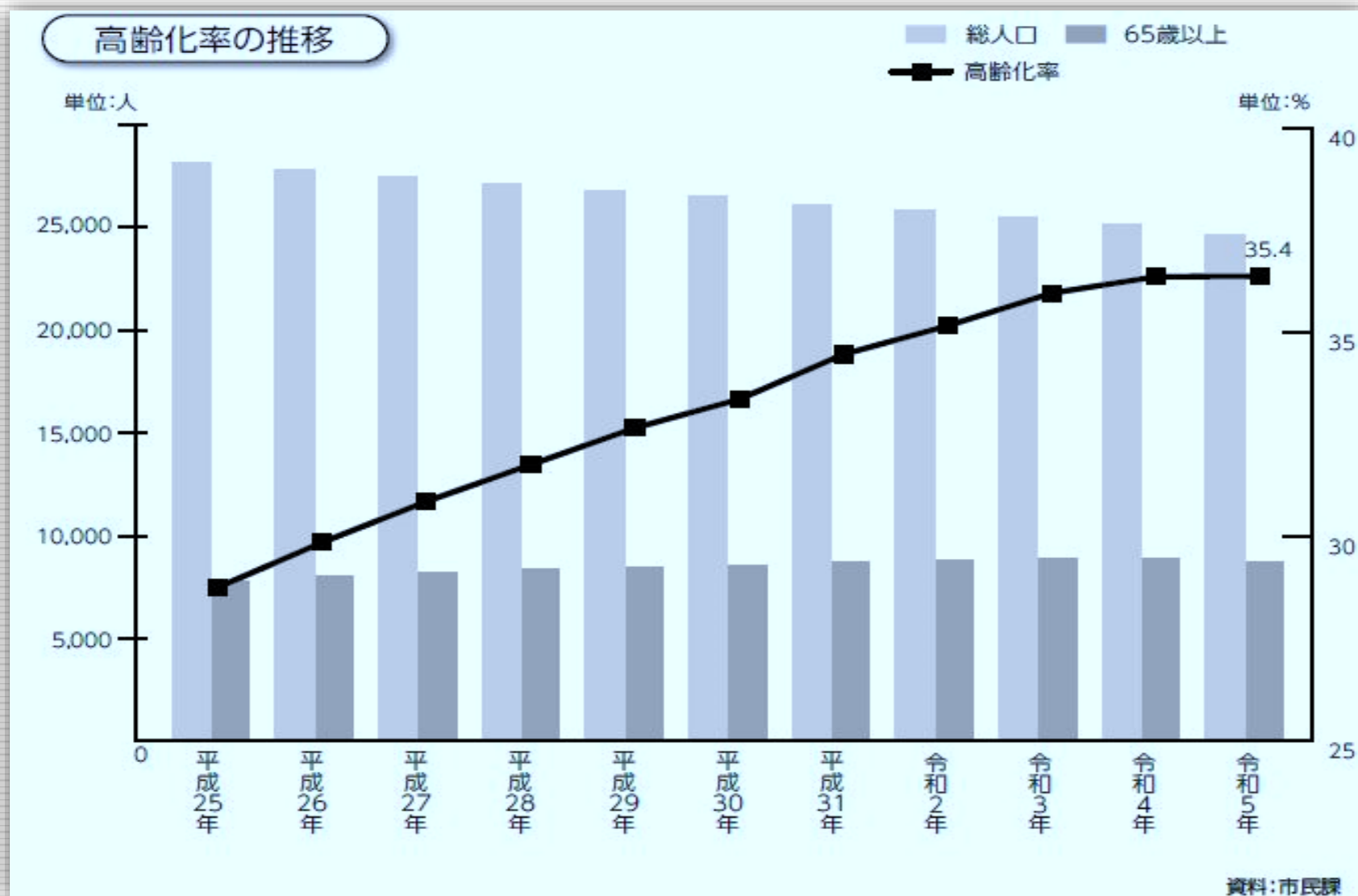
注1: 農業産出額(推計)については令和3年市町村別農業産出額(推計)、農業経営体数については2020年農林業センサス。

注2: 農業経営体数の合計は実経営体数のため内訳と一致しない。

嬉野市

項 目	嬉 野 市		
(1) 人口(R7.7.31)	24,338 人		
男 性	11,501 人		
女 性	12,837 人		
(2) 世帯数	10,155 世帯		
(3) 面積	126.41 km ²		
(4) 農家戸数	(2020年農業センサス)		
専 業	148 戸	(11.4 %)	
第一種兼業	108 戸	(8.3 %)	
第二種兼業	547 戸	(42.0 %)	
自給的農家	500 戸	(38.4 %)	
計	1,303 戸	(100 %)	
(5) 農家戸数の推移	(2020年農業センサス)		
2005年	2,317 戸		
2010年	1,843 戸		
2015年	1,617 戸		
2020年	1,302 戸		
(6) 農地面積(販売農家)	(2020年農業センサス)		
田	1,026 ha	(67.1 %)	
畑	50 ha	(3.3 %)	
樹 園 地	454 ha	(29.7 %)	
計	1,530 ha	(100 %)	
(7) 荒廃農地の推移	荒廃農地(ha)	放棄率(%)	解消面積(ha)
令和3年度	227.0	11.5	15
令和4年度	231.8	11.8	1.9
令和5年度	356.7	18.6	0

高齢化率の推移



嬉野市

《嬉野市農業委員会の概要》

項 目		嬉 野 市	
(1)	委員現員数(定数)	33 人	(33人)
内訳	農業委員	13 人	
	認定農業者	4 人	
	中 立	1 人	
	女 性	3 人	
	そ の 他	5 人	
	内 新 人	9 人	
	推進委員	20 人	
(2)	事務局機構及び職員数等		
	専任・兼任の区分	専 任	
	職員構成	事務局長	1 人
		主任(係長)	1 人
		職員(任期付)	1 人
		会計年度任用	1 人
		計	4 人
(3)	令和6年度予算		
	○一般会計予算	21,207,000 千円	
	○農林水産業費	816,914 千円	(3.85 %)
	内、農業費	704,389 千円	(86.23 %)
	内、農業委員会費	40,153 千円	(5.70 %)

最適化活動について

農業委員最適化推進制度

「農業委員最適化推進制度」とは、農業委員会等に関する法律の改正（平成28年4月施行）によって、農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の防止・解消、新規参入の促進）を主な業務とする「農業委員会」に、現場で活動する「農地利用最適化推進委員」が新設された制度のことです。推進委員は担当区域を持ち、農地の状況把握や農地の出し手・受け手へのアプローチ、農地中間管理機構との連携など、最適化活動に積極的に取り組みます。

農地利用最適化推進委員 いつから設置されたのですか？

農地利用最適化推進委員が設置されたのは、平成28年4月1日です。農業委員会等に関する法律が改正され、農地等の利用の最適化が農業委員会の必須業務となり、その推進のために新たに農地利用最適化推進委員が設置されました。

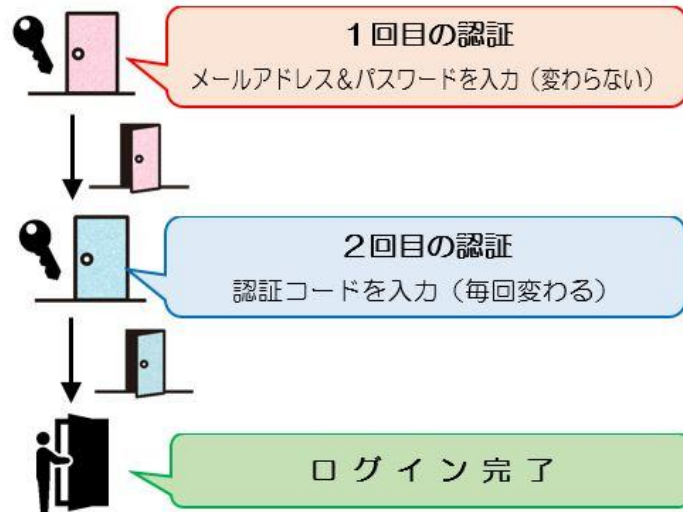
農地の最適化活動とは？

農地の最適化活動とは、主に「担い手への農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」の3つを柱として、農地を効率的・高度に利用できるようにする取り組みです。農業委員会が中心となって、地域に精通した農地利用最適化推進委員と連携しながら、現場での活動を通じて農地の利用を促進します。

最適化活動の状況について

現地確認アプリ ログイン方法

★現地確認アプリへのログインには、二段階の作業が必要です。
現地確認アプリには、所有者名等の個人情報が記載されているため、セキュリティ強化のため二段階の認証が必要となっています。



※次で記載しているログイン方法は、委員の皆様の手入力の手間を省くため、メールアドレスとパスワードの「自動入力機能」を使用した方法です。

＝「どこかに置き忘れた」・「紛失した」場合、
パスワードを知らない第三者でも、簡単に
ログインできてしまいます。

土地の所有者等、個人情報が多く記載されていますので、
取扱いには十分注意していただくようお願いいたします。

① ホーム画面「現地確認アプリ」を起動する



最適化活動の状況について



タブレットの操作研修状況

現地確認状況



活動記録簿について(優良)

嬉野市農業委員会 活動記録メモ

委員名

いつ	7年 2月 6日 17時30分～18時00分			いつ	7年 2月 6日 19時00分～19時30分		
どこで	土地改良区事務所にて			どこで	自宅にて電話を受ける。		
地番(わかれば)	大字五町田字小路甲 番			地番(わかれば)	大字五町田字 番		
どんなこと	貸借・売買 の調整 (相談含む)	地域の 話し合い・会議 参加	新規就農 (希望)者の 相談・フォロー	どんなこと	貸借・売買 の調整 (相談含む)	地域の 話し合い・会議 参加	新規就農 (希望)者の 相談・フォロー
	転用相談・ 転用地の 現地確認	農地の見回り ・圃場確認	遊休農地対応 (相談・作業・ 意向把握等)		転用相談・ 転用地の 現地確認	農地の見回り ・圃場確認	遊休農地対応 (相談・作業・ 意向把握等)
	農委総会・ 研修会等 参加	農業者年金 加入推進	その他 意向を聞いた 事務局打合せ その他		農委総会・ 研修会等 参加	農業者年金 加入推進	その他 意向を聞いた 事務局打合せ その他
具体的な 内容	田の所有者 氏と五町田ファームとの 作業委託契約が成立した。2月 契約書を 氏へ郵送した。今後 年4回耕起をして、遊休農地に戻ら			具体的な 内容	12月に売却希望と依頼をしていた件。 その後どうなったかとの確認。もし売却 が出来ない場合は、引き続き 氏に耕作して欲しいとの依頼。		
だれに・ だれと	氏(田の所有者)			だれに・ だれと	氏(五町田ファーム)		
気づき・ 注意点	11月様にする内容(契約期間R7.2/1 ～R8.1.31)作業内容を写真にて送付。			気づき・ 注意点	氏に確認すると同時に、他の 耕作希望者にあたってみると回答した。 13		

活動記録簿について(可)

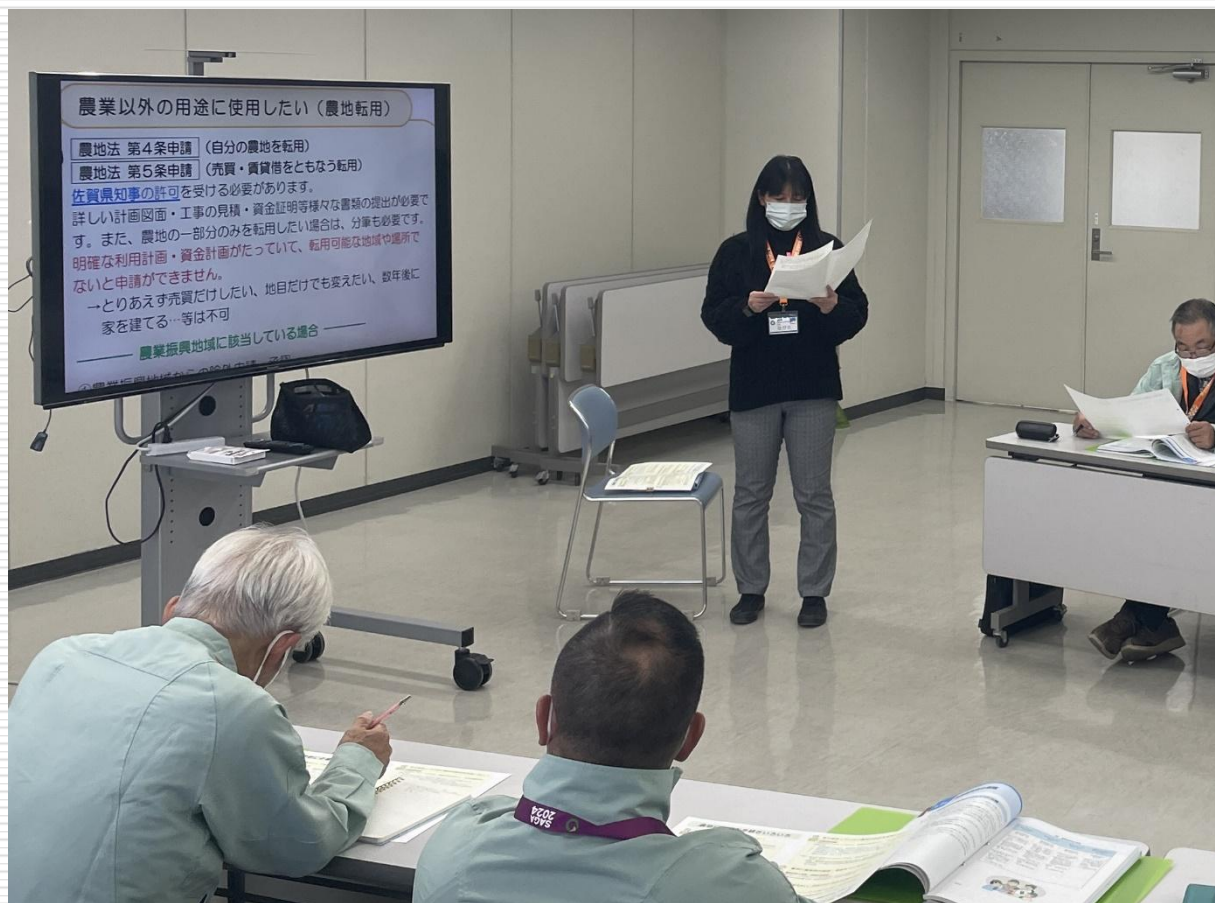
嬉野市農業委員会 活動記録メモ

委員名

いつ	6 年 10 月 15 日 8 時 00 分 ~ 9 時 00 分			いつ	6 年 10 月 18 日 9 時 00 分 ~ 10 時 00 分		
どこで	平井地区			どこで	中通り		
地番(わかれば)	大字	番		地番(わかれば)	大字	番	
どんなこと	貸借・売買 の調整 (相談含む)	地域の 話し合い・会議 参加	新規就農 (希望)者の 相談・フォロー	どんなこと	貸借・売買 の調整 (相談含む)	地域の 話し合い・会議 参加	新規就農 (希望)者の 相談・フォロー
	転用相談・ 転用地の 現地確認	農地の見回り ・圃場確認	遊休農地対応 (相談・作業・ 意向把握等)		転用相談・ 転用地の 現地確認	農地の見回り ・圃場確認	遊休農地対応 (相談・作業・ 意向把握等)
	農委総会・ 研修会等 参加	農業者年金 加入推進	その他 意向を聞いた 事務局打合せ その他		農委総会・ 研修会等 参加	農業者年金 加入推進	その他 意向を聞いた 事務局打合せ その他
具体的な 内容	農地見回り			具体的な 内容	農地 - 一部 転用 の相談		
だれに・ だれと				だれに・ だれと			
気づき・ 注意点				気づき・ 注意点			

定例総会後の勉強会

(事務局職員が持ち回りで講師を担当)



法律勉強会の様子

農地法3条～5条
や基盤法など研鑽
を毎月深めていく

現地研修会



トレーニングファーム 苗植え付け状況



乾田直播状況

机上の研修ばかりではなく、現場での乾田直播の研修の様子

関係機関との連携強化

【国】意見交換（農林水産本省とのリモート会議・九州農政局と県拠点との対話）

【県】農業経営課をはじめ関係課や振興センター、農林事務所との連携

【JA】定期的な情報交換や協働の取組

【農業者】農事組合法人や営農組合、嬉野市再生協議会と連携して地域計画の具現化への取組

【最適化活動】

プラスワン運動の具体的な取組について①

【県】農業経営課をはじめ関係課や振興センター、農林事務所との連携

【農業者】農業委員を中心に、JAは基より農事法人や営農組合、再生協と連携して地域計画の具現化

4. Open Farmland開催に向けた調整

誘致対象地の取りまとめ

2025/06/05 アグリメディア作成

誘致対象地を決定するためには、最低限のエリアの確保がまずは必要になる。それを当社は「種地」と呼び、種地の確定には情報を整理し、地域と話し合いをしながら場所を絞っていく作業が必要となる。4つのステップを経ながら、粘り強く種地を確定させることが、誘致対象地決定の必要過程である。

ステップ1

候補地の情報整理

- ・市や農業委員会が保有している情報を整理する
(地域計画から担い手状況や耕作放棄地の状況など・水路道路などのインフラ状況など)
- ・市職員や農業委員が感じている現状や知っている情報を整理する

ステップ2

現地調査

- ・ステップ1の情報をもとに実際の現場を調査する。
(接道の広さや状況・農作物の状況・荒廃農地のレベル感・隣接地の状況・土質など)
- ・実際に行くと耕作放棄地で耕作されていたり、データ以上に耕作放棄地があったりする

ステップ3

地域の実情や 考えを知る

- ① 住民や地権者にアンケートを実施(今後の耕作意向があるかを中心に)
- ② 地域会合や寄合などに出席し地元の温度感を知る
- ③ 上記の①②を経て「今後の営農意向がエリアで薄い」や「外部事業者の受け入れに拒否感がない」などが確認出来たら地権者説明会などを開催し、本事業の目標や意図を伝え、本事業推進の賛同を得る

ステップ4

種地があれば 団地化を進める

ステップ3までの過程を経て地域や地権者に賛同を得たら、当該エリアの地権者一人一人の同意を得ていく工程に進み、弊社が「種地」と呼ぶ場所を作り出す。そして種地が出来る見通しが立ったエリアは、農業法人誘致の対象地として決定する。

現在の候補地は、
ステップ3まで終了！

地権者同意を得ている

はい

いいえ

地権者意向の確認

開催地に決定！



13

「地元の農業者で守っていくことが優先」という説明することがポイント。
今ある農地を維持するため、「担い手で守る」「地域・集落で守る」「産地で守る」取組を進めていますが、それでも維持できない場合の最後の一手として、「地域外から新たな担い手を呼び込む」企業参入を推進しています。

【最適化活動】

プラスワン運動の具体的な取組について②

2. Open Farmland 候補地：嬉野市



五代（ごだい）地区 2ha



丹生川（たんしょうがわ）地区 7ha



東吉田（ひがしよだ）地区 7ha



内野山（うちのやま）地区 6ha

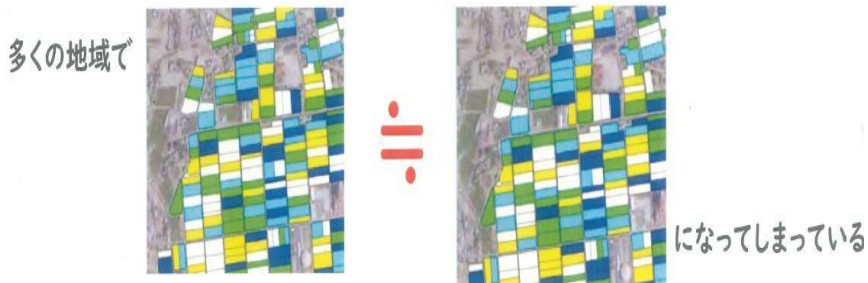
【最適化活動】

プラスワン運動の具体的な取組について③

地域計画の目標地図の状況

現況地図

目標地図



【県内の目標地図が現況地図とほぼ同じになった理由】

- 1 策定までの期間が短かった（話合う時間が短かった）
- 2 参加者が少なかった（参加者が多すぎた）
- 3 農地集約（農地交換）までの細かい話までは難しかった（時間がかかる）
- 4 貸借の要件（貸借・売買時に地域計画に位置付けられているか確認）
- 5 補助事業の要件（念のため、可能性のある人を位置づけるなど）

※4, 5の要件は今後も継続する見込み。理想とする目標地図の作成は難しく
現実的には、今後も現況地図＝目標地図のままになる可能性が高い。
今後の効率的な農地利用のためには、集約を目指していく必要がある。



集約補完図（理想図）の作成・活用

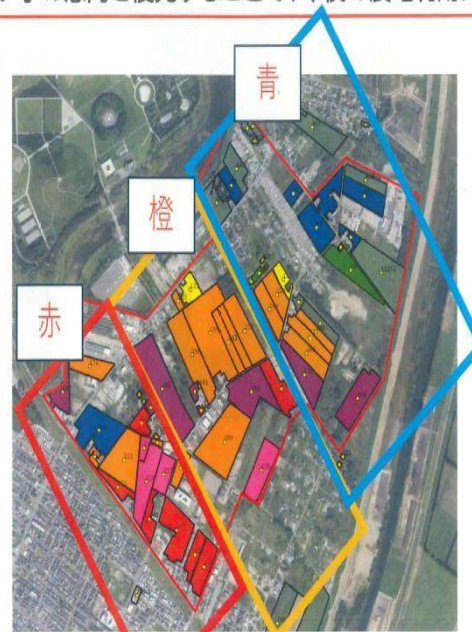
集約補完図とは

集約補完図とは

○将来な主要な農家のみで、1筆ではなく、担い手ごとの耕作エリア（集約・拡大したいエリア）を定めた地図

※目標地図ではなく、あくまで地域の担い手、市町・農業委員会等の共通認識の将来地図

※将来の主要な担い手の意向を優先することで、今後の農地利用に向けた地図が描きやすい



実績として(全国農業新聞に掲載)



【佐賀】嬉野市の「塩田地区地域コミュニティ運営協議会」(岸川和則会長、76)は、高齢化のため耕作されなくなった農地30㌔を有効活用するため、2015年から地元区長や農業委員の前田

放棄地活用、ソバ栽培

嬉野市 地域住民の交流の場に

安一さん(70)らと協力してソバを栽培。現在では、周辺の耕作放棄地も解消し面積を1・6㌔へ拡大した。

栽培したソバは、ソバ打ち体験でふるまわれ、昨年の種まきと収穫写真、試食会には、塩田小学校の6年生と地域住民ら約30人が参加。子どもから大人まで幅広い世代の交流の場となっている。

岸川会長は「使われなくなった農地を活用し、ソバ栽培を通じて子どもたちや地域の方との交流の場となつてよかった」と語る。

(情報提供)嬉野市農業委員会



嬉野市農業委員会の農業委員と推進委員

県の南西部に位置する嬉野市は農業が盛んな地域。特産品の茶をはじめ、米や麦、大豆などの土地利用型農業、キュウリ、トマトなどの施設園芸などが営まれている。

同市農業委員会は2024年7月、改選され

定例総会後に毎回開催 各地の先進事例などに学ぶ

嬉野市農業委員会(石橋勇市会長、農業委員13人、農地利用最適化推進委員20人)では毎月、全国農業新聞やタブレットなどで勉強会を開く。そこで得た「学び」が、今後の活動で「実践」できるよう取り組んでいる。

佐賀 嬉野市農業委員会



総会後の勉強会で説明する大曲事務局長(スクリーン横)



石橋勇市会長

同市において地域計画を作る際、石橋会長は「『地域計画の策定は市農政部、目標地帯の策定は農業委員会』と分けていくべき」と話している。関係機関の垣根をなくして取り組む必要がある」と、思いを関係者に伝えた。

市農政部、JA、土地

地域計画策定をリード 話し合いを進める役割果たす

改良区、県地域農業振興センターと市農業委員会は、その思いを受け、プロジェクトチームを発足。国の緊急対策事業を活用して協議の場をつくり、シリーター役を県土地改良事業団体連合会に委嘱するなど、協働して市内7地区で話し合いを進めた。

協議の場では委員は、出席者に対して丁寧な情報提供を促し、不安な気持ちに寄り添いながら意見交換を進め、各委員は、地道な勉強会の積み重ねで地域計画の策定に向けた理解と協力を得る大きな役割を果たすべく取り組んでいる。

同市農業委員会は、これからの関係機関と連携し、策定した地域計画の実現に向けて学びを活かしながら取り組んでいる。

地道な勉強会重ね活動活性化へ

農業委員会ネットワーク通信

農地を活かし担い手を応援する

R7.2.07 の 耕作放棄地を小学生や地元農家と蕎麦栽培の取組

R7.5.16 の 嬉野市農業委員会の取組

※短期間に2度の掲載

更には本年4月頃に農林水産省の本省の会報にも掲載

その他の取組

- ・ R7年度より2重管理を農業委員会サポートシステムに1本化
- ・ R7年度より市全体が電子決済ペーパーレス化
- ・ DX推進への取組(地域計画のアンケート集計)
- ・ 県との協働(集積集約・企業参入)
- ・ 乾田直播の研修と取組
- ・ トレーニングファームの農業委員支援で第2団地(全国2位表彰)
- ・ 非農地 法務局(農地パトロールと兼ねて実施)
- ・ 地域計画の目標地図を農委サポートシステムに入力(県土地改良連合会に委託)
- ・ 女性委員の独自の取組
- ・ 農政や基盤整備部局との連携
- ・ R5年4月5反要件緩和 空き家バンクを利用した農地活用
- ・ 太陽光発電設置の条例化による規制 営農型の支援

【情報提供】

別添のとおり……P24～P38

コメ増産へ転換

首相表明、「減反」に区切り

石破茂首相は5日、コメの安定供給に関する関係閣僚会議で「コメを作るのではなく、農業省が増産に前向きに取り組める支援に転換する」と表明した。これまでの事実上の減反（生産調整）に区切りをつけ、2027年度以降に増産へと大きくかじを切る。生産量の不足が価格高騰の要因であることを認め、農地集約による生産性向上や輸出拡大を掲げることで農家を後押しする。26年夏ごろまでに政策の具体的な方向性を集約する。□2、6面に関連記事

生産量不足で高騰

農林水産省の調査によると、昨年の高温障害で精米後に残ったコメの割合を示す「歩留まり」が悪化し、生産量は推計より少なかった可能性がある。需要量が生産量を上回った。

石破氏は会議でインバウンド（訪日客）の増加や一般家庭での消費拡大も高騰の一因になったとの見方を示し「生産量に不足があったことを真摯に受け止める。増産にかじを切る」と

強調した。輸出に向けては

「米国の新たな関税措置をものともしない抜本的拡大に全力を傾ける」と述べた。

増産に向けた具体策として、耕作放棄地を集約する農地中間管理機構（農地バンク）の機能強化や、輸出拡大に向けて生産コストの削減に取り組む農家の支援拡充を打ち出す。

小泉進次郎農相は会議終了後に記者団の取材に応じ、コメの価格高騰を引き起こした要因について「（農水省が）需要が減り続けるという前提に立ち、見直しを見誤った」と指摘した。

政府がコメの増産へと政策転換するポイント

- 石破茂首相が3回目の関係閣僚会議で表明
- コメ価格高騰はインバウンド（訪日客）などによる需要拡大に対して生産量が不足していたことが原因
- 政策の本格転換は2027年度から
- 具体策として、耕作放棄地を集約する農地中間管理機構（農地バンク）の機能強化や、輸出拡大に向け生産コストの削減に取り組む農家への支援拡充を打ち出す

農水省が試算した今年6月末までの1年間のコメ需要実績は、昨年7月公表の当初見通しと比べて38万ト多い711万トと大きく上振れた。これを受け、農水省は来年6月までの1年間の需要見通しは公表を見送った。今後は歩留まりの変動を考慮し、玄米ではなく精米を基準に需給や消費動向を把握することにより信頼性の高い需給見通しの作成につなげる。コメの関係閣僚会議は6月に初めて開かれ、今回が3回目。

1970年に始まった減反政策は、細田農家の経営を支えた一方、規模拡大で収益を高めたい農家の意欲を挫いた。近年は、需要に応じた生産という表現に変わったものの、生産現場に減反の残が色濃く残る。

「猫の目農政」脱却なるか

コメ増産、農家の安心不可欠

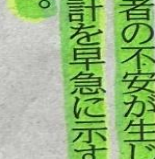
コメ農家は増産から減産へ、国の管理から自由化へと時の政権の政策に振り回されてきた。生産者の高齢化やコスト上昇で米作りの存続が危ぶまれる中、再び増産路線にかじを切るのであれば農家が安心して稲作に取り組めるよう本腰を入れた政策が不可欠だ。くるくる変わる「猫の目農政」から脱却できるかどうか問われている。

▶1面参照

高度経済成長期に食料の増産を目指し、国が農地を整備した秋田県の大潟村。池田勇人内閣時代の1964年に誕生し、各地から稲作を志す人々が入植した。だが全国でコメが余るようになり、佐藤栄作内閣の71年には減反政策が本格的に実施された。国に過剰な作付けだと指摘された稲は出荷できず、収穫前に刈り倒した。

93年の大凶作「平成の米

政権とコメを巡る主な動き

時の政権	コメを巡る動き
1964年 	池田勇人内閣 秋田県大潟村が誕生
71年 	佐藤栄作内閣 減反政策が本格実施
95年 	村山富市内閣 食糧法が施行
2009年 	鳩山由紀夫内閣 農家の戸別所得補償制度の導入決定
18年 	安倍晋三内閣 減反を廃止

騒動」をきっかけにそれまでの食糧管理法が廃止され、95年の村山富市内閣で食糧法が施行された。

コメの販売が自由になった一方、減反は継続。政府は過剰生産による価格低下を防ぐためと主張し続けた。

石破茂首相は2009年の農相時代に減反廃止に取り組んだが実現せず、安倍晋三内閣の18年によりややく廃止されたが、生産調整は続いた。農林水産省が近年補助金を出して主食用米から飼料米や麦、大豆への転換を促してきたことが、昨夏の品薄「令和の米騒動」の下地となった。

農家支援を巡っては09年の政権交代に伴って鳩山由紀夫内閣が、戸別所得補償制度の導入を決定。しかし政権を奪還した安倍内閣が政策を転換し、現在も農業者への補償は与野党で争点になっている。政府は増産に対し、生産者の不安が生じない制度設計を早急に示す必要がある。

資料

七夕コシヒカリ販売開始 白石産、新米も高価格続く



販売が始まった新米の七夕コシヒカリ。昨年より価格が6割ほど高くなっている白石町のAコープしろいし店

佐賀県産米で最も早く市場に出回る白石平野の超早場米「七夕コシヒカリ」の出荷・販売が6日、始まった。Aコープしろいし店での販売価格は5kg4820円、2kg2050円で、コメ不足や価格高騰などの影響を受けて昨年より6割ほど高く、一昨年と比べてほぼ倍となった。国は備蓄米放出などで価格抑制を目指してきたが、2025年産米のスタートも高止まりが続いている。

同店の一昨年、昨年の販売価格は5kgが2350円、2kg980円、2kgは1050円、1280円。昨年は七夕コシヒカリの販売が終わる秋ごろから米価格上昇が際立ち、県内のスーパーでは今でも昨年産の銘柄米が5kg5千円を超える店がある。

25年産の七夕コシヒカリの価格を決めたJAさが白石支所は「全国でも早いブランド米ということで高めの設定になった」と話す。宮崎県の超早場米も5kg4700円超となっている。

同店には正午の販売開始前から列ができた。「高いと感じるが、去年のコメも4千円を超える中で新米だからね」「ほとんど贈答用。毎年待っている人がいるから仕方ない」「農家の人も大変だろうから」と多くの買い物客は想定内の価格と受け止めていた。

販売開始に先立ち、白石町のJAさが白石地区JA会館で出荷式があった。大隈博義JAさが副組合長は、農家に支払う「概算金」が昨季の60万9200円から2万6千円、最終的に3万3千円に上がったことを紹介し、「今後、普通作、もち米と続くが、生産者価格を維持し、消費者にも分かってもらえるようPRしていきたい」と述べた。

(小野靖久)

韓国、対日コメ輸出急増 過去最多年の50倍超に



韓国・坡州の自身の水田で取材に応じる沈炯輔さん＝20日、韓国・坡州（共同）

【ソウル共同】韓国から日本へのコメ輸出が急増し、今年の年間輸出量は過去最大だった2012年の50倍を超えそうだ。日本での急激な値上がりで、関税分を上乗せした価格でも競争力がある状態となったためだ。国内消費の減少や価格低迷に悩んできた韓国の

コメ農家は新たな販路の拡大に期待を寄せている。韓国で一般的に食べられるコメは日本と同様に粘りが強いジャポニカ米（短粒種）だ。韓国農水産食品流通公社によると、今年1～7月の日本への輸出量は約450ト。統計を確認できる1990年代以降で最大

だった2012年通年の約16トを大幅に上回った。韓国農協は今年、12年比で56倍となる計900トを輸出する計画だという。

今月10日に小泉進次郎農相が水田を視察したソウル北方・坡州パジュの農協のスーパーでは20日、コメ10キが3万1500ウォ（約3300円）で並んでいた。日本の農林水産省が発表した4～10日の全国平均価格の半値程度だ。日本で輸入米には1キ当たり341円の関税などがかかるが、現在の価格差では韓国のコメが張り合えるようになった。

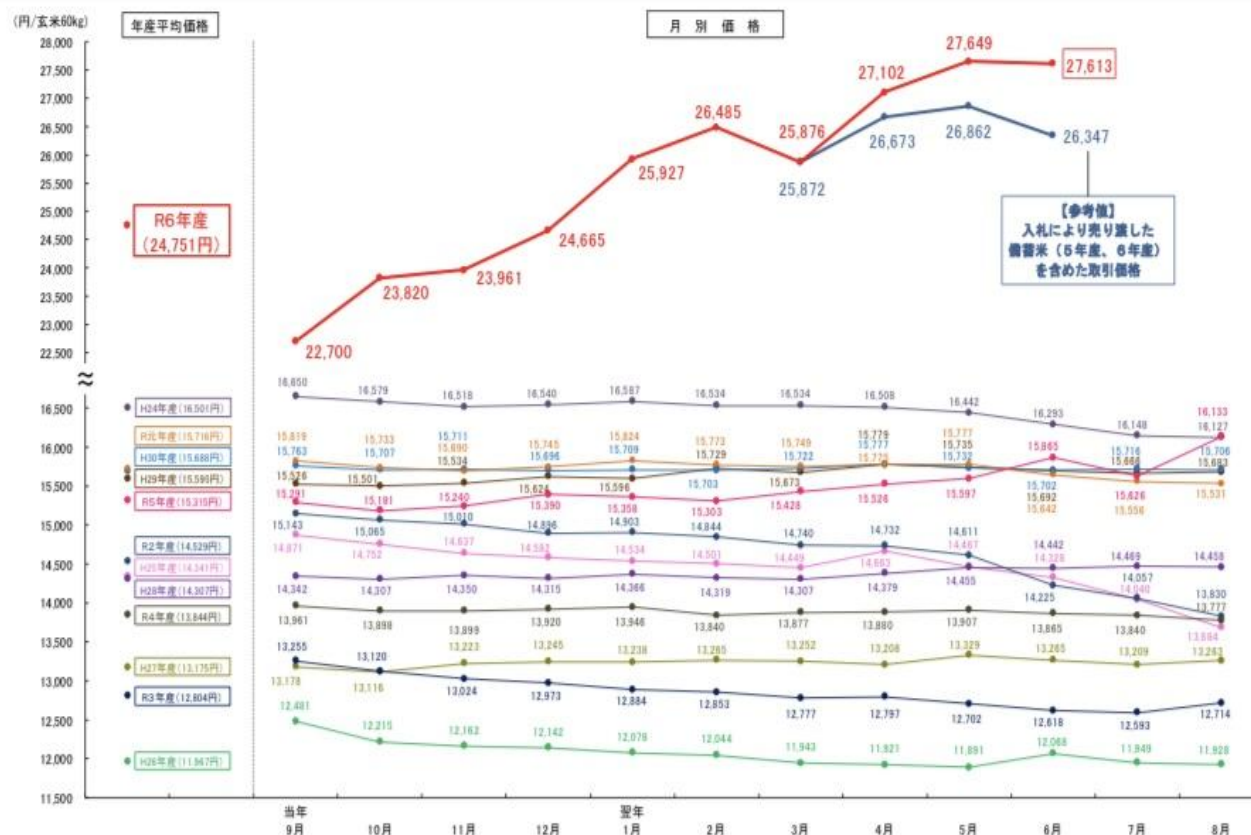
韓国は約20年間で消費者物価が6割近く上がった一方、コメの価格はここ数年下落傾向で、現在は約20年前とほぼ同水準だ。坡州の農協で働く沈兢沢さん（64）は、価格が抑制される背景として、世界貿易機関（WTO）との取り決めで毎年約40万トの輸入義務があることも指摘する。

坡州のコメ農家、沈炯シムヒョク輔さん（66）は「韓国はコメが余っているから、輸出は国内の価格安定のためにも良い。日本でも韓国のおいしいコメを食べてほしい」と話した。

資料

相対取引価格の推移(平成24年産～令和6年産)

- 令和6年産米の令和7年6月の相対取引価格は、備蓄米の取引を含む全銘柄平均で27,613円/60kgとなり、対前年同月+11,748円(+74%)、対前月▲36円(▲0%)。取扱数量は、3.5万トンとなったところ。
- 令和6年産米は、例年より早いペースで取引(契約)が進み、令和7年6月で取引(契約)は終盤となっていることから、6月の取引価格が令和6年産米の取引全体に与える影響は小さい(次ページ参照)。
- なお、令和7年3月以降の米の取引価格の参考として、令和5年産の備蓄米も含めると、26,347円/60kg。
- 令和7年6月までの年産平均価格24,751円/60kgは、出荷業者と卸売業者等の間の取引価格としては、比較可能な平成2年以降で過去最高の価格である。



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：運賃、包装代、消費税相当額(平成26年3月までは5%、元年9月までは8%、元年10月以降は10%、ただし軽減税率対象は8%)を含む1等米の価格である。

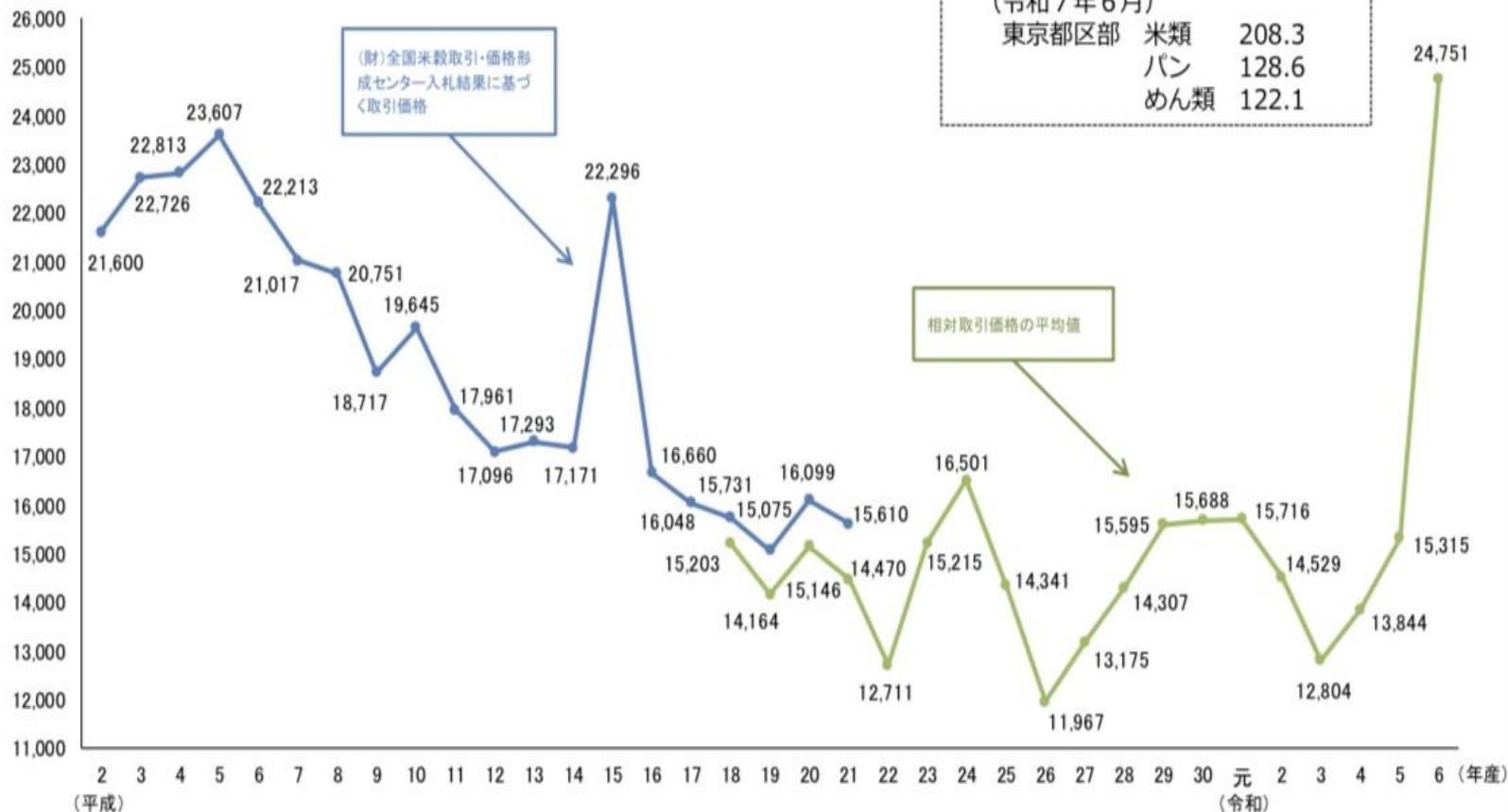
2：グラフ左側の年産平均価格は、当該年度の出回りから翌年10月まで(6年産は出回りから令和7年6月までの速報値)の通年平均価格、右側は月ごとの価格の推移。

3：令和5年産の備蓄米は、政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売数量等の報告から集計。

資料

長期的な主食用米の価格の動向

(単位: 円/60kg)



【参考】

消費者物価指数 (令和2年=100)
(令和7年6月)

東京都区部	米類	208.3
	パン	128.6
	めん類	122.1

資料: 〈(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「相対取引価格」

注1: 価格には、包装代、運賃、消費税相当額等を含む。

注2: 年産別平均価格 (令和6年産は、出回りから令和7年6月までの速報値)。

※・コメ価格センター取引は、自主流通米の指標価格の形成を図るために実施されていたが、平成16年の食糧法改正により計画流通制度が廃止され、義務上場がなくなったこと等を背景に取引が低調となり、平成21年産をもって取引を中止。

・コメ価格センター取引が低調となったことを受けて、コメ価格センター取引価格の指標性を確認する観点から、相対取引価格について、農林水産省が18年産米から年間取扱数量5,000トン以上の全国出荷団体等と卸売業者の取引価格を調査、公表。その後も米の価格動向を把握するため引き続き実施。

令和7年産米JAへの出荷のお願い

資料

1. 出荷契約の仕組み

- ① **出荷契約とは**
 ◇作付けしていただいたお米の**販売をJAへ委託する契約**です。
 ※共同計算方式での精算により、販売を委託する時期や販売情勢の悪化に左右されない**安定した収入を確保**することができます。
 ※契約内容の詳細については、**出荷契約書**をご確認ください。

2. JAと出荷契約を結ぶメリット

- ① **事前契約と有利販売**
 ◇出荷契約数量に応じて販売先と事前契約を結ぶことで、**有利販売**を行うことができます。
- ② **ナラシ対策の交付が有利に**
 ◇ナラシ対策の交付対象となるために**必要な書類が確実に提出**できます。
- ③ **農協特例によるインボイス免除**
 ◇JAへお米の販売を無条件委託することで、**インボイスの交付義務が免除**されます。

3. 生産者へ概算金の目安額を早期に提示

令和7年産米の**出荷契約における『生産者概算金保証額』**を設定いたします。

- ◇ **生産者概算金保証額**とは、生産者皆様の手取り額を保証するものです。
 なお、出来秋時の概算金は保証額を確保した上で、別途設定致します。

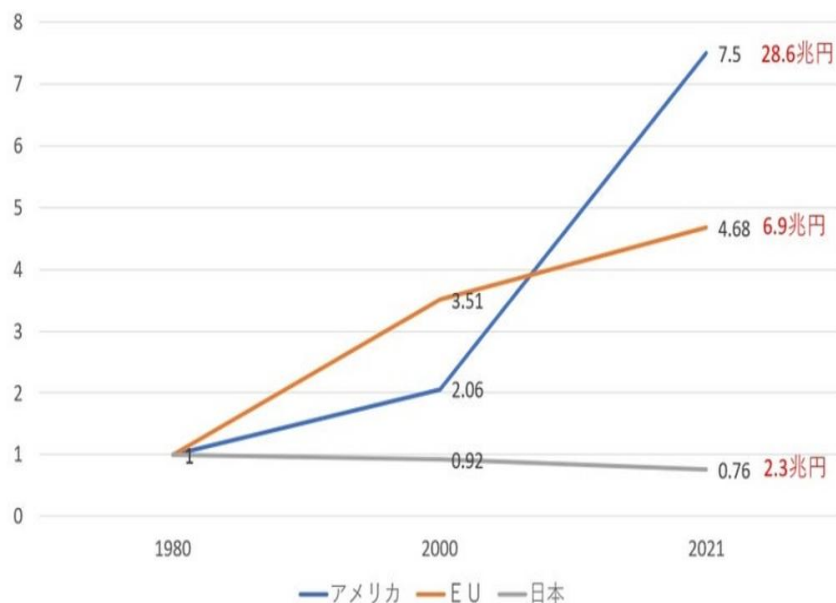
(単位：60kgあたり、1等基準、JA米、税込)

品種	7年産生産者概算金保証額
さがびより	23,000円
夢しずく	22,500円
ヒノヒカリ	22,500円
山田錦	27,000円
さがの華	23,000円
レイホウ	23,000円

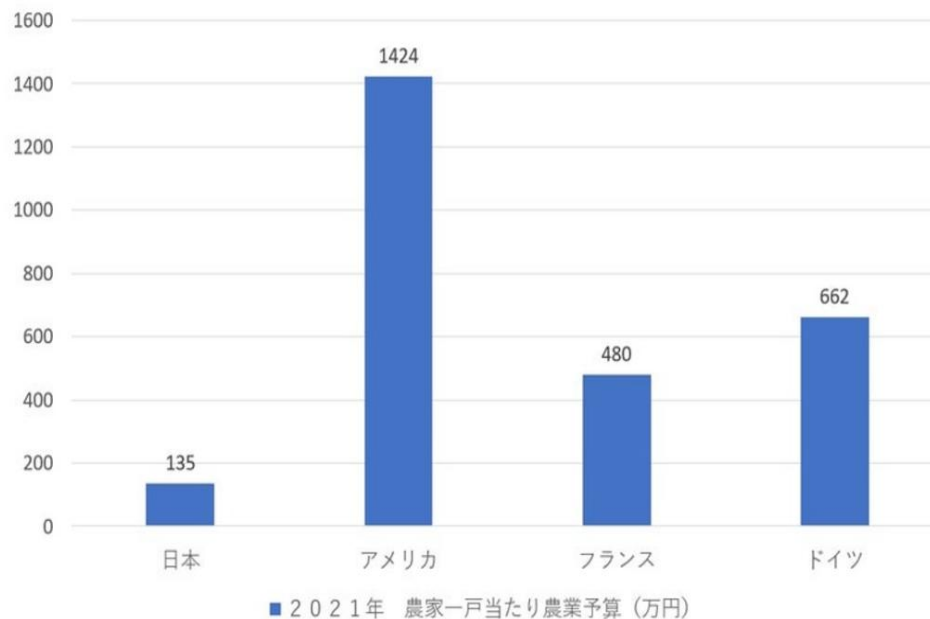
- ① **出荷契約書の締結および契約数量に対する保証額**となります。
- ② 出荷契約を締結頂いた数量は、確実に販売するため、販売先と契約を締結いたします。
- ③ そのため、**作付面積、保有米数量等を確認の上**、当JAへ出荷いただける数量についてご記入をお願い申し上げます。
- ④ また、**災害や作柄等の理由以外**で出荷契約を締結いただいたお米が出荷されないと販売先との事前契約の不履行となり、今後の安定供給に影響が出る恐れがあります。
- ⑤ **出荷契約数量に基づく確実なJA出荷**をお願いいたします。

資料

【主要国の農業予算の推移（1980年=1）】



【2021年 農家一戸当たり農業予算（万円）】



資料

《JA出資型農業法人》

◆ AI による概要



出資型農業法人とは、JA（農業協同組合）が出資して設立される農業法人で、地域農業の振興や担い手不足の解消を目的とするものです。特に、高齢化や後継者不足で耕作放棄地が増加する中で、農地を守り、農業生産を維持・拡大するための受け皿として注目されています。

JA出資型農業法人の特徴

JAが出資:

JAが主体となって設立されるため、JAの持つノウハウやネットワークを活用できる。

地域農業の担い手:

耕作放棄地の活用や新規就農者の育成など、地域農業の維持・発展に貢献する。

経営の安定化:

農業経営のノウハウや資金面でJAの支援を受けやすく、経営の安定化が期待できる。

多様な事業展開:

露地野菜、施設園芸、畜産など、様々な事業分野で展開されている。

JA出資型農業法人のメリット:

- **遊休農地の活用:**耕作放棄地を再生し、農業生産を拡大できる。
- **新規就農者の育成:**研修制度などを設けて、若手農業者を育成できる。
- **地域農業の活性化:**地域農業の担い手不足を解消し、活性化に貢献できる。
- **経営の安定化:**JAからの支援により、経営リスクを軽減できる。

JA出資型農業法人の課題

経営規模の拡大:

経営面積の拡大に対応した人材育成や、経営規模に合わせた設備投資が必要となる。

収益性の確保:

条件の悪い農地を引き受けるケースが多く、収益性の確保が課題となる場合がある。

赤字経営:

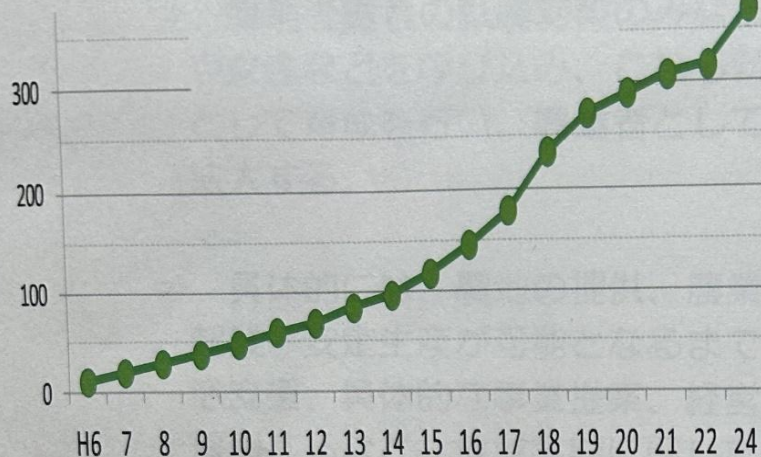
設立当初の経営計画の不備や、経営規模と整備水準が合わない場合、赤字経営になる可能性がある。

まとめ:

JA出資型農業法人は、地域農業の持続可能性を高める上で重要な役割を担っています。JAの支援のもと、遊休農地の活用や新規就農者の育成、経営の安定化など、様々な課題解決に貢献することが期待されています。

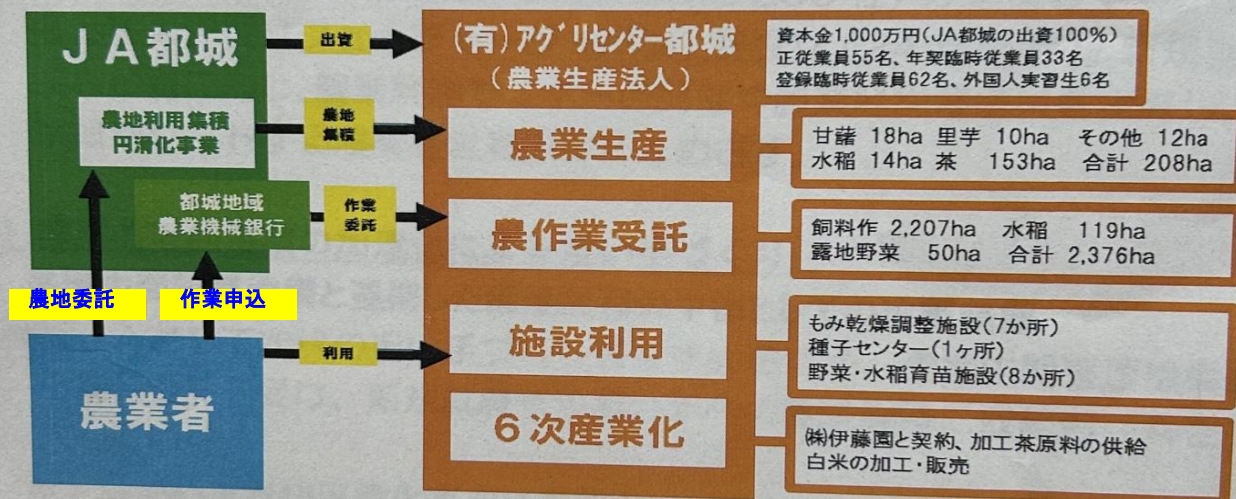
資料

【JA出資法人の数の推移・類型】



事業分野	法人数	割合(%)
水稲作	170	63.9
水稲作業受託	158	59.4
露地野菜	131	49.2
水田転作経営	126	47.4
水田転作作業受託	78	29.3
施設野菜	56	21.1
普通畑作	53	19.9
担い手育成・新規就農研修	51	19.2
農産物加工	42	15.8
その他の作物栽培	37	13.9
普通畑作業受託	30	11.3
果樹	21	7.9
直売所運営	21	7.9
肉用牛	9	3.4
酪農	5	1.9
交流・観光	5	1.9
養豚	3	1.1
採卵鶏	2	0.8
畜産物加工	2	0.8
ブローラー	2	0.8
回答法人数	266	100

【JA出資法人による農業サービス提供（宮崎県・JA都城）】



※ 平成22年時の内容

地域農業の担い手、耕作放棄地の発生防止、生産者のサポート

自治体出資型法人 (株)ひのかげアグリファーム

継続して農地を維持する体制をめざして

ひのかげちょう ななおりひがし

(宮崎県日之影町 七折東広域協定)



- 13協定を統合・広域化することで既存の担い手の活動範囲を広げ、また、農作業受託の核となる町出資の農業法人との連携で協定農用地の維持・保全の取組体制を確立。

面積：103.0ha（田60.5ha 畑42.5ha） 交付金額：2,144万円（個人配分51.5%、共同取組活動48.5%）
協定参加者：農業者175人、その他1法人 協定開始年度：平成12年度

取組の概要

- 日之影町は宮崎県北部に位置し、深いV字形の溪谷の両岸の上部に階段状に耕地が拓かれ、その耕地を中心に大小多数の集落が形成されており、当地区は、町の北西部に位置する旧七折村の地域で、水稻を中心に栽培。
- 平成12年度から13の集落協定が本制度に取組み、農業機械の導入、農道や水路の維持補修等を行い、農業生産活動を継続。
- しかし、高齢化の進展と後継者不足等から協定内の担い手だけでは農業生産活動を継続・維持することが困難な集落の発生を危惧。
- このため、平成26年から関係機関との協議を開始し、平成29年に既存の13協定を統合した「七折東広域集落協定」を締結。旧協定毎の活動を基本に担い手の活動範囲を広げるとともに、農作業を受託する自治体出資型法人を設立し、地域の農業・農地を維持する体制を整備。



【日之影町の農用地】



【広域化に向けた話し合い状況】

取組の特色

- 広域協定となり、担い手の活動範囲が広がったことで協定面積が増加。
(協定面積: 93.2ha(H28:13協定計) → 95.6ha(H29:広域1協定))
- 町内では高齢化や担い手不足により、遊休農地や収穫ができなくなった樹園地などが増加したため、まち全体が一つの農業経営体としてみんなが協力しながら農地を守り、後継者を育てることを目的として、平成28年に自治体出資型株式形態としては県内初となる農業法人「(株)ひのかげアグリファーム」を設立。
- 同法人は、本制度に取組む集落協定と連携、条件不利地の農地の農作業受託を中心にトマトや薬草など農作物の生産も行うなど、町内の農業経営のサポート体制を構築。
(延べ作業受託面積：50.9ha、荒廃農地の復旧面積：2.8ha (R元))
- 更に町では農作業受託者で構成する「日之影町担い手協議会」を設置し、引き受け農地の調整など担い手及び同法人が効率的に作業受託ができる体制を集落連携・機能維持加算金を活用して整備。

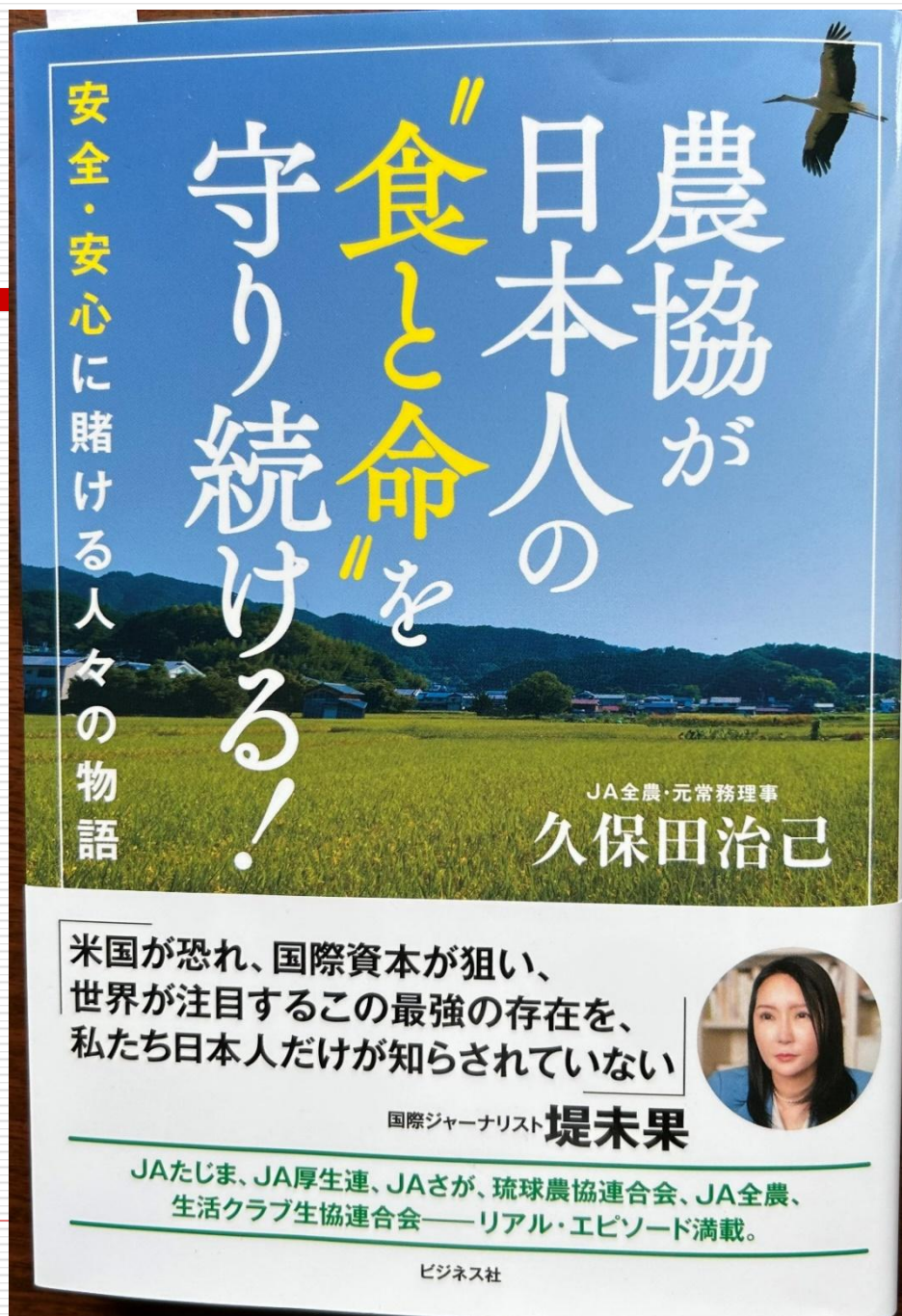


【町内の農用地は小面積で階段状】



【法人による休耕田の復旧作業】

資料



資料

協同組合と株式会社の違いについて

	協同組合	株式会社
目的	組合員利益の増進と、国民経済の発展<非営利目的>	利潤の追求<営利目的>
組織者	農業者、漁業者、森林所有者、勤労者、消費者、中小規模の事業者など<組合員>	投資家、法人<株主>
事業、利用者	事業は根拠法で限定、事業利用を通じた組合員へのサービス 利用者は組合員	事業は限定されない、利益金の分配を通じた株主のサービス 利用者は不特定多数の顧客
運営者	組合員(その代表者)	株主代理人としての専門経営者
運営方法	1人1票制	1株1票制

	協同組合	株式会社
特徴①	長期的、多面的、利他的	今だけ、金だけ、自分だけ
特徴②	力を合わせて負け組を作らない	他者を蹴落として勝ち組を目指す
絶対的相違点	絶対に買収できない	狙えば必ず買収できる

① 規制改革会議による全農「株式会社化」の提言

■「全農の株式会社化」の唐突な提言が了承された

平成26年（2014）5月14日、規制改革会議農業ワーキンググループ（以下、WG）の提言が出た。概要は、以下の3点。

1. 農業委員会等の見直し
2. 農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し
3. 農業協同組合の見直し

この3点は全て重要であるが、3番目の中に【全農の株式会社化】という項目が唐突に書き込まれていた。その項目の全文は、以下のたったの4行である。

○ 農業者の利益増進に資する観点から、農産物の流通に関する我が国最大規模の組織である全農がガバナンスを高め、グローバル市場における競争に参加するため、全農を株式会社に変換し、バリューチェーンの中で大きな付加価値を獲得できる組織としての再構築を図る。

END

嬉野温泉シーボルトの湯

ご清聴ありがとうございました。m(_ _)m